

○国土交通省告示第二百二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十三条第四項の規定に基づき、建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件（平成二十六年国土交通省告示第七百九号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十四日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

		<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が、次の表の各項に掲げる階段の種別の区分に応じ、それぞれ当該各項に定める寸法（次の表の各項のうち二以上の項に掲げる階段の種別に該当するときは、当該二以上の項に定める寸法のうちいずれかの寸法）であること。ただし、屋外階段の幅は、令第二百二十条又は令第二百二十一条の規定による直通階段にあつては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上とすることができる。</p>	
	(一)	令第二十三条第一項の表の(一)に掲げるもの	階段及びその踊場の幅(単位 センチメートル)
		一四〇以上	蹴上げの寸法(単位 センチメートル)
		一八以下	踏面の寸法(単位 センチメートル)
	(二)	令第二十三条第一項の表の(二)に掲げるもの	階段及びその踊場の幅(単位 センチメートル)
		一四〇以上	蹴上げの寸法(単位 センチメートル)
		二〇以下	踏面の寸法(単位 センチメートル)
		二四以上	

改正前

		<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が次の表によるものであること。ただし、屋外階段の幅は、令第二百二十条又は第二百二十一条の規定による直通階段にあつては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上とすることができる。</p>	
	(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用の階段	階段及びその踊場の幅(単位 センチメートル)
		一四〇以上	蹴上げの寸法(単位 センチメートル)
		一八以下	踏面の寸法(単位 センチメートル)
	(新設)		
		二六以上	

(三)	令第二十三条第一 項の表(四)に掲 げるもの	七五以上	二三以下	一九以上
(四)	階数が二以下で延 べ面積が二百平方 メートル未満の建 築物におけるもの	七五以上	二三以下	一五以上

二・三 (略)

四 第一号の表(四)の項に掲げる階段の種別に該当する階段で同項に定める寸法に適合するもの(同表(一)から(三)までの各項のいずれかに掲げる階段の種別に該当する階段でそれぞれ当該各項に定める寸法に適合するものを除く。)にあつては、当該階段又はその近くに、見やすい方法で、十分に注意して昇降を行う必要がある旨を表示したものであること。

(二)	令第二十三条第一 項の表(四)に掲 げる 階段	七五以上	二三以下	一九以上
(新設)				

二・三 (略)

(新設)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。